



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第90回 高校公民科新必修科目「公共」の学習指導要領を 憲法的観点から見てみた

憲法問題対策センター副委員長 山内 一浩 (44 期)

2018年3月、高等学校の学習指導要領が公示され、2022年4月入学の新入生から年次進行で適用される。公民科の科目構成が見直され、現在ほとんどの高校で必修科目とされている「現代社会」が廃止され、代わって共通必修科目として「公共」が新設された。

当会の法教育総合センターは、憲法問題対策センターと合同で、高校教員であり当会所属の弁護士でもある神内聡会員を講師に、新科目「公共」の学習会を開催した。そこで指摘された問題点も含めて、憲法的観点からみた学習指導要領の問題点のいくつかを指摘したい。

学習指導要領は、新科目「公共」の目標として「自国を愛」することの自覚を深めることを掲げている。今回、公民科で「現代社会」を廃止して「公共」を新設する背景には、「公共」を高校での道德教育の柱にしたいという文科省の考え方がある。しかし、道德は、個人の価値観や生き方に直結するものであるところ、高校での道德教育の柱に据えられた「公共」の学習指導要領がその目標として生徒が「自国を愛」するようになるよう指導することを明記したことは、日本国憲法が保障する思想信条の自由に反して、生徒に愛国心をもつよう指導し、生徒の思想信条を「評価」することになりかねない。また、近時高校では外国籍や二重国籍の生徒が増加しているとのことであるが、そうした生徒に対して日本「国を愛」することを指導しそれを「評価」することは、許されるのであろうか。

次に、学習指導要領が定める「公共」の学習内容では、「人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など」の「公共的な空間における基本的原理」を理解することが「身に付ける知識」とされているが、日本国憲法の基本原理であり、現在の「現代社会」では扱われている「基本的人権の保障」や「平和主義」という言葉がなくなっており、その影響が大いに懸念される。なお、

安保法案以降社会的に注目され、重視されてきた「立憲主義」はどこにも記載されていない。

他方で、「国家主権、領土（領海、領空を含む）」が身に付けるべき知識とされ、この学習内容の取扱いとして「わが国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること」とされている。この点は、「公共」新設を提言した中教審の答申（2016年12月）では言及がなく、むしろ答申は「特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げるることのないよう留意する」としていた。学習指導要領の記載は、これと大いに矛盾し、現在の日本政府の主張の正当性について生徒が自ら調査、検討して主体的に判断を下すことを妨げるものと言えよう。

その他にも、男女共同参画はその「重要性についても触れること」程度とされ、生存権や労働基本権の関係では、市場経済とグローバル化の負の側面（貧富の格差拡大、社会の分断等）や生活保護制度、労働者の権利、労働組合活動等の重要性について言及はない。

「公共」の教科書はこれから作成されるが、このような学習指導要領の目標、内容及び内容の取扱いを「不足なく取り上げていること」、「不必要なものは取り上げていないこと」が教科書検定をパスする要件である。そして、そうした教科書で2022年度から「公共」の授業がなされようとしている。当会は、現場の教員等と共同するなどして、新科目「公共」の問題点を深め社会的に警鐘を鳴らすとともに、憲法的価値を生徒に伝えていくための工夫を更にしていく必要があるのではないだろうか。